○東京都交通局と関東の鉄道会社等との企画乗車券

の発売等に関する規程の一部を改正する規程……

○東京都電車、

乗合自

動車、

地下高速電車、

日暮里

規

交

目

次

7

舎人ライナー共通一日乗車券の発売等に関する

規程の

○東京都地下高速電車ⅠCカード乗車券取扱規程の

三

東京都電車、

乗合自動車、

地下高速電車、

日暮里

舎人

○東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線等と

の一日乗車券の発売等に関する規程の

一部を改正

끄디

○東京都地下高速電車連絡運輸規程の一部を改正す

の東

一部を改正する規程…………………………………………………………………京都地下高速電車身体障害者旅客運賃割引規程

1

乗車券取扱規程の

部を改正する規程

Ħ.

2

項の規定により発行替えをしたとき以後における共

東

京都日暮里・舎人ライナー外国人向けICカ

── 扱規程の一部を改正する規程…………………… ○東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取

|規程の一部を改正する規程………………

Ŧ.

日刊



東京都

部を改正する規程………………

連絡運輸規程の

部

Ŧī.

舎人ライナー

モバイル

, I C 乗

車券

通

扱

11

は

共通

日 1乗車

Ŧ.

発 行

取扱規程の一部なの東京都日暮里・

規

程

交

通

○東京都日暮里・舎人ライナー

◉交通局規程第四号

東京都電車、

乗合自動車、

地下高速電車、

日

幕里

舎人

正する規程を次のように定める。

ライナー共通一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改

令和三年三月十二日

東京都交通局長 内

藤

淳

東京都電車、 乗合自動車、 地下高速電車 H

暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等

関する規程の一部を改正する規程

ライナー共通一日乗車券の発売等に関する規程 一年交通局規程第十六号) 第二条第一号イ中 「及び第四号並びに第六号から第八号 の一部を次のように改正する。 (昭和五

取扱規程の一部を改正する規程………………………… ○東京都地下高速電車外国人向けⅠCカード乗車券

|扱規程の一部を改正する規程………………

三

の一部を改正する規程……………………………)東京都地下高速電車モバイルIC乗車券取扱規程

三

まで」を「、第四号及び第六号から第八号まで並びに第五

裏

ご案内

舎人ライナーに、券面に表示された有効日に限り、自由に乗り降りできます。

※深夜バス、座席定員制のバス、その他交通局規程で定める運行系統を除く。

乗降の際は、係員にご提示ください。駅では、自動改札機をお通りください。 この乗車券の払戻しは、発売当日、未使用のものに限り、お買い求めの駅で取り扱

GUIDANCE

You can ride on the Toden Arakawa Line . Toei Buses* . Toei Subways (Asakusa

Line, Mita Line. Shînjuku Line and Öedo Lîne) and Nippori-toneri Liner only on the

Please show your pass to the bus driver or the attendant at the passenger gate

If you do not use your pass, you can get a refund for it on the same day from same station where it was purchased. A used pass will not be accepted for a refund

This pass can also be used at the automatic passenger gates:

都営地下鉄(浅草線、三田線、新宿線、大江戸線)及び日暮里

条の二」に改める。

三

(共通一日乗車券の発行替え) 第三条の次に次の一条を加える。

рu

第三条の二 車券の有効日に限り、 式の共通 力 ードに発行替えをすることができる。 第五条第一号、第三号及び第四号に定める様 日乗車券を所持する旅客は、 当該共通一日乗車券をPASM 当該共通 日 乗

表

1 日乗車券

都営まるごときっぷ 日 H 東京都交通局

都電、都バス (※)

います。

備考

図 一柄は、 必要に応じ変更することがある。

Ħ 乗車券の取 第五 条の二の

と同様とする。

第五条第三号を次のように改める。

第七条第三号に掲げる発売場所において発売する共 日乗車券 (大人用・小児用

(図 柄)

有効日

二」に改める。

二 小児用は、券面表面に小と表示する

第五条の次に次の一条を加える

(ICカードを媒体とする共通一日乗車券)

第五条の二 共通一日乗車券は、次に定めるICカードに

当該乗車券の機能を付加することができる。

株式会社パスモが発行するPASMO(モバイルP)

ASMO及びApple PayのPASMOを除く。)

備考 小児用は、券面表面に小と表示する。

二 株式会社パスモが発行するPASMO PASSP

五条の二」に改める。
条第三号」に改め、同条第三号中「前条第三号ウ」を「第め、同条第二号中「前条第三号(ウを除く。)」を「第五め、同条第二号中「前条第三号」を「第五条第一号」に改

に改め、同条第四号中「第五条第三号ウ」を「第五条の第七条第三号中「第五条第三号ア」を「第五条第三号」

第八条第一項中「(第三号ウを除く。)」を削り、同条

を「、東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱 号)、 国人向けICカード取扱規程 号)」に改める。 Cカード乗車券取扱規程 第十六号)及び東京都日暮里・舎人ライナー外国人向けI 国人向けICカード乗車券取扱規程 規程 ド乗車券取扱規程(平成二十年交通局規程第三十二号)」 第 (令和元年交通局規程第十二号) 、東京都地下高速電車外 第十二条中「及び東京都日暮里・舎人ライナーICカー 一項中 (平成二十年交通局規程第三十二号)、東京都電車外 東京都乗合自動車外国人向けICカード取扱規程 「第五条第三号ウ」を「第五条の二」 (令和元年交通局規程第十九 (令和元年交通局規程第八 (令和元年交通局規程 に改める。

附則

この規程は、令和三年三月十三日から施行する。

●交通局規程第五号

等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。東京都交通局と関東の鉄道会社等との企画乗車券の発売

東京都交通局長 内 藤

淳

令和三年三月十二日

東京都交通局と関東の鉄道会社等との企画乗

車券の発売等に関する規程の一部を改正する

を次のように改正する。等に関する規程(平成三十年交通局規程第十六号)の一部東京都交通局と関東の鉄道会社等との企画乗車券の発売

共通券)」という。)並びに関東の鉄道事業者(以下「鉄第一条中「企画乗車券」」を「企画乗車券(鉄道・バス

総称して「企画乗車券」」に改める。「企画乗車券(鉄道単体券)」という。)(以下これらを道事業者」という。)とともに発売する企画乗車券(以下

第二条中「企画乗車券」を「企画乗車券(鉄道・バ

通券)」に改め、同条に次の一項を加える。

期間及び名称は、次に定めるとおりとする。企画乗車券(鉄道単体券)の発売日、有効期間、※

2

- 発売日 使用を開始する日又はその前日
- 有効期間 使用を開始する日から連続する三日間
- 発売期間 通年

三

四 名称 Greater Tokyo Pass (鉄

通券)」に改め、同条に次の一項を加える。

第三条中「企画乗車券」を「企画乗車券

(鉄道・

バス共

道単体券)

2 企画乗車券(鉄道単体券)の旅客運賃は、次に定める

とおりとする。

一 大人 六千円

第四条中「企画乗車券」を「企画乗車券(鉄道・バス

通券)」に改め、同条に次の一項を加える。

画乗車券(鉄道単体券)の有効期間内に限り、東京都電2 企画乗車券(鉄道単体券)を所持する旅客は、当該企

ることができる。この場合において、乗車回数について路線並びに鉄道事業者が定める利用可能な範囲を乗車す車、地下高速電車及び東京都日暮里・舎人ライナーの全

通券)」に改め、同条に次の一項を加える。第六条中「企画乗車券」を「企画乗車券(鉄道・バス共

制限しない

2 2 通券)」に改め、同条に次の一項を加える。 ●交通局規程第六号 この規程は、 める方法に従って改札を受けなければならない。 第十条中「企画乗車券」を「企画乗車券(鉄道・バス共 て発売する。 企画乗車券(鉄道単体券)を所持する旅客は、 による改札を受けなければならない。 券)を使用する場合においては、 Cカード取扱規程第三条第十二号に規定するICカー 企画乗車券 ードリーダ・ライタによる乗車処理、 る際に自動改札機による改札を受けなければならない 地下高速電車若しくは日暮里・舎人ライナーに乗車す ドリーダ・ライタによる乗車処理を受け、又は最初に イナーの駅の券売機 鉄道事業者が定める発売場所 東京都地下高速電車大江戸線上野御徒町駅の定期券 前号の改札を受けた後、当該企画乗車券(鉄道単体 最初に電車に乗車する際に東京都電車外国人向けⅠ 東京都地下高速電車の駅及び東京都日暮里・舎人ラ 令和三年三月十三日から施行する。 (鉄道単体券)は、 次に定める場所におい 乗車の都度、ICカ 又は自動改札機 次に定

東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規

程の一部を改正する規程

第十六条第二項及び第三十五条第二項中「身体障害者手九年交通局規程第八号)の一部を次のように改正する。東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程(平成十

利用することができるものとして交通局長が認めたもの」帳」の下に「若しくは身体障害者手帳保有者の本人確認に

附則

を加える。

この規程は、令和三年三月十三日から施行する。

◉交通局規程第七号

程の一部を改正する規程を次のように定める。東京都地下高速電車外国人向けICカード乗車券取扱規

令和三年三月十二日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都地下高速電車外国人向けICカード乗

車券取扱規程の一部を改正する規程

正する。程(令和元年交通局規程第十六号)の一部を次のように改程(令和元年交通局規程第十六号)の一部を次のように改東京都地下高速電車外国人向けICカード乗車券取扱規

ものとして交通局長が認めたもの」を加える。身体障害者手帳保有者の本人確認に利用することができる第十八条第三項中「身体障害者手帳」の下に「若しくは

附則

この規程は、令和三年三月十三日から施行する。

●交通局規程第八号

3

東京都交通局長

内

藤

淳

改正する規程を次のように定める

令和三年三月十二日

東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程の一部を

を改正する規程を次のように定める。 東京都地下高速電車モバイルIC乗車券取扱規程の一

部

令和三年三月十二日

東京都交通局長 内 藤

淳

東京都地下高速電車モバイルIC乗車券取扱

規程の一部を改正する規程

処理」に改める。
第五条第一項中「モバイルPASMOの処理」を「その第五条第一項中「モバイルPASMOの処理」を「その二年交通局規程第二十八号)の一部を次のように改正する。

。 モバイルPASMO及びApple PayのPASMO」に改め第八条(見出しを含む。)中「モバイルIC乗車券」を

第八条の二第二項第九号を削る。

る。

附則

この規程は、令和三年三月十三日から施行する。

●交通局規程第九号

を改正する規程を次のように定める。東京都地下高速電車身体障害者旅客運賃割引規程の一

部

令和三年三月十二日

東京都交通局長 内 藤

淳

東京都地下高速電車身体障害者旅客運賃割引

規程の一部を改正する規程

三十五年交通局規程第十一号)の一部を次のように改正す東京都地下高速電車身体障害者旅客運賃割引規程(昭和

第五条第二項及び第八条中「身体障害者手帳」の下に

る。

できるものとして交通局長が認めたもの」を加える。 「又は身体障害者手帳保有者の本人確認に利用することが

則

この規程は、 令和三年三月十三日から施行する。

●交通局規程第十号

を次のように定める。 東京都地下高速電車連絡運輸規程の一部を改正する規程

令和三年三月十二日

東京都交通局長 内 藤

淳

都 下

東京都地下高速電車連絡運輸規程の一部を改

規程第十二号) の一部を次のように改正する。

東京都地下高速電車連絡運輸規程

(昭和三十五年交通局

正する規程

摩湖駅」に、 第二条第二項第九の表一の項中 「遊園地西駅」を「西武園ゆうえんち駅」に 「西武遊園地駅」 を 多 2

一改め、 め 同表三の項中「西武遊園地駅」を「多摩湖駅」に、 同表二の項中 「西武遊園地駅」を「多摩湖駅」に改

附 則 |遊園地西駅| を

「西武園ゆうえんち駅」に改める。

この規程は、 令和三年三月十三日から施行する。

●交通局規程第十一号

ように定める。 乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次の 東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線等との一日

令和 三年三月十二日

東京都交通局長 内 藤

淳

等との一日乗車券の発売等に関する規程の一 東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線

部を改正する規程

四十四号)の一部を次のように改正する。 乗車券の発売等に関する規程(平成二十六年交通局規程第 東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線等との一日

日乗車券」を加える。 速電車線と東京メトロ線及び京王電鉄株式会社鉄道線 と東京メトロ線及び交通局長が別に定める会社線と行う 「都・メトロ一日乗車券」という。)」の下に「、地下高 第一条中「という。)等」を「という。 「京王線」という。 メトロー日乗車券」という。)と行う一日乗車券(以下「京王・)並びに地下高速電車)」に改 め 议

第二条に次の一項を加える。

次に定めるとおりとする。 京王・都・メトロー日乗車券の有効日及び発売期間

2 る。 日 券を」を「都・メトロ一日乗車券及び京王・都・メト トロ一日乗車券等」に改め、 メトロ一日乗車券等」に改め、 · 乗車券 ことができる 定をした京王線の割引往復乗車券の区間に往復乗車する 京王・都 第四条の見出し中「都・メトロ一日乗車券」を)を」に、 京王・都・メトロ一日乗車券を所持する旅客は、 発売期間 有効日 。 以 下 ・メトロー 発売日 「当該都・メトロ一日乗車券」を 通年 「都・メトロ一日乗車券等」と総称 日乗車券の有効日に限り、 同条中「都・メトロ 同条に次の一項を加える 事前に指 一日乗車 都・ 「当該都 当該

> 第五条に次の一 項を加える

2 とする。 賃に京王線割引往復乗車券の運賃をそれぞれ併算した額 京王・都 ・メトロ一日乗車券の運賃は、 前項各号の運

め 様式」を「都・メトロ一日乗車券等の種別及び様式」に改 第六条(見出しを含む。) 同条に次の二号を加える 中 都・ メトロー日 乗車券の

兀 王・都・メトロ一日乗車券 第八条第四号に掲げる発売場所において発売する京 (ICカード乗車券

No.000000 (京王) また 都営地下鉄パス 地 000.00.5MO オ 駅発行

表

備考 Ŧī. 王・都・ 第八条第四号に掲げる発売場所において発売する京 小児用は、 メト ロ一日乗車券(外国人向けICカード乗 券面表面に小と表示する。

第七条中 都 ・メトロ 一日乗車券」を 都 ・メト 口 日

乗車券等」に改める。 日乗車券等は」に改め、 第八条中 第六条第四号及び第五号の京王・都・メトロ一日乗 「都・メトロ一日乗車券は」を「都・メトロ 同条に次の一号を加える。

第九条に次の一項を加える。 京王線の各駅 (新宿駅及び渋谷駅を除く。)

3 日乗車券等」に、 第十一条中「都・メトロ一日乗車券」を「都・メトロー ては、京王電鉄株式会社が定めるところによる。 未使用の京王・都・メトロ一日乗車券の払戻しについ 「地下高速電車線又は東京メトロ線」を

「都・メトロ一日乗車券等」に改める。 第十二条及び第十三条中「都・メトロ一日乗車券」を

「第四条に規定する有効区間の路線」に改める。

人向けICカード乗車券取扱規程」を加え、 第十五条中「第四編」の下に「並びに地下高速電車外国 同条を第十六 もの」を加える。

(一日乗車券の発売の特例)

東

条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

第十五条 の規程に定めるもののほか、有効日及び発売期間、 第一条に規定する乗車券の発売については、こ 効力、

運賃等を交通局長が別に定めることにより、特例の発売

を行うことができる。

附

この規程は、 令和三年三月十三日から施行する。

●交通局規程第十二号

0) 一部を改正する規程を次のように定める。 東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程

ように改正する。

5

令和三年三月十二日

東京都交通局長

券取扱規程の一部を改正する規程

(平成二十年交通局規程第三十二号)の一部を次のように 東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程

害者手帳」の下に「若しくは身体障害者手帳保有者の本人 の」を加え、「知的障害者手帳」を「療育手帳」に改める 認に利用することができるものとして交通局長が認めたも 者手帳」の下に「若しくは身体障害者手帳保有者の本人確 改正する。 確認に利用することができるものとして交通局長が認めた 第十六条第一項第三号を削り、同条第二項中「身体障害 第三十五条第一項第三号を削り、同条第二項中「身体障

この規程は、令和三年三月十三日から施行する。

改正する。

程

●交通局規程第十三号

券取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。 東京都日暮里・舎人ライナー外国人向けICカード乗車

東京都交通局長 内

淳

令和三年三月十二日

東京都日暮里・舎人ライナー外国人向けIC

カード乗車券取扱規程の一部を改正する規程

券取扱規程(令和元年交通局規程第十九号)の一部を次の 東京都日暮里・舎人ライナー外国人向けICカード乗車

内 淳

者手帳」の下に

「若しくは身体障害者手帳保有者の本人確

第十八条第一項第三号を削り、

同条第三項中

「身体障害

東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車

認に利用することができるものとして交通局長が認めたも

の」を加える。

この規程は、

令和三年三月十三日から施行する。

則

程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和三年三月十二日

●交通局規程第十四号

東京都日暮里・舎人ライナーモバイルIC乗車券取扱規

東京都交通局長 内

淳

東京都日暮里・舎人ライナーモバイルIC乗

車券取扱規程の一部を改正する規程

東京都日暮里・舎人ライナーモバイルIC乗車券取扱規 (令和二年交通局規程第二十九号)の一部を次のように

処理」に改める。 第五条第一項中「モバイルPASMOの処理」を「その

める。 を「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO」に改 第八条(見出しを含む。)中、 「モバイルIC乗車券」

第八条の二第二項第九号を削る。

則

この規程は、 令和三年三月十三日から施行する。

●交通局規程第十五号

東京都日暮里・舎人ライナー連絡運輸規程の一部を改正

,	(増刊 7)	東	京	都	3	公	報				令和	3年	3月	12日	(金	曜日)	6
				この規程は、令和三年三月十三日から施行する。	附則	者」に改める。	者が単独で乗車する場合又は身体障害者若しくは知的障害	第八条中「又は知的障害者本人」を「若しくは知的障害	して交通局長が認めたもの」を加える。	害者手帳保有者の本人確認に利用することができるものと	第五条第三項中「身体障害者手帳」の下に「又は身体障	交通局規程第三十三号)の一部を次のように改正する。	東京都日暮里・舎人ライナー連絡運輸規程(平成二十年	一部を改正する規程	東京都日暮里・舎人ライナー連絡運輸規程の	東京都交通局長 内 藤 淳	令和三年三月十二日	する規程を次のように定める。
発 電話 ○三(五三二一)一一一(代) 郵16 定 (郵送料を含む。) 行 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 番80 価 本号 三○円 一箇月 六、六〇〇円 元 元 元 元 元 元 元 元 元							害	害		<u></u>	障		年					
p°) 印 電話 ○三(三八一二)五二○一(代) 郵11 いっか 印 刷 東京都文京区白山一丁目十三番七号 番00 いっか である であ																		